

第8章 事後調査

8.1 事後調査項目の選定

事後調査は、「岩手県環境影響評価技術指針」（平成11年1月14日 岩手県告示第19号の3）（以下、「技術指針」という。）に基づき、以下のいずれかに該当する場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときに実施することとされている。

- ・ 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- ・ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ・ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ・ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえて、事後調査が必要であると認められる場合

本事業に係る工事の実施及び施設の存在並びに供用に係る環境影響については、環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているほか、環境基準等の環境保全に関する基準等が定められている環境要素については、当該基準等との整合が図られているものと評価している。

そのうえで本事業に係る事後調査の必要性について検討を行った結果、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、その他の環境（日照障害、電波障害）、動物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等については、技術指針等に基づいた調査、予測及び評価を実施しており、環境保全措置についてはこれまでの類似事業における事例等から十分効果が確認されている内容としていることから、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないものと考え、事後調査を実施しないこととした。

また、植物及び生態系については、環境保全措置のうち、代償措置として重要種の移植等を実施することとしており、環境保全措置の効果に不確実性が含まれることから、事後調査を実施することとした。

8.2 事後調査の概要

事後調査を実施することとした環境要素の事後調査の概要は、表 8-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 8-1(1) 事後調査の概要

区 分		内 容
植 物	事後調査を行うこととした理由	環境保全措置の不確実性を把握し、必要に応じて順応的管理を実施するため、事後調査を実施する。
	調査項目	移植したエゾノキツネアザミの生育状況、生育環境、活着状況
	調査手法	工事開始前に重要な植物種の仮移植を行う。併せて種子を採取する。 保全地を造成後、本移植を行い、移植個体の生育状況を把握する。
	調査地点	本移植は、対象事業実施区域内の河川景観保全地域等とする。
	調査期間	移植後1年間とし、調査後は有識者の意見を踏まえて継続の要否を判断する。
	調査頻度	移植後（移植後の開花期などを想定しているが、具体的な時期については有識者の意見を踏まえて検討する。）を含め、年2回程度とする。
	環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針	調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。

表 8-1(2) 事後調査の概要

区 分		内 容
生 態 系	事後調査を行うこととした理由	環境保全措置の不確実性を把握し、必要に応じて順応的管理を実施するため、事後調査を実施する。
	調査項目	ヤナギ高木群落、ホンDIGツネの生息状況
	調査手法	ヤナギ高木群落：挿し木等を行ったヤナギ高木の生育状況及び、表土から発芽を期待する草本の生育状況を目視により把握する。 ホンDIGツネの生息状況：自動撮影カメラを設置し、ホンDIGツネの利用の状況を把握する。
	調査地点	ヤナギ高木群落：河川景観保全地域等、挿し木、表土移植により創出した地点 ホンDIGツネの生息状況：河川景観保全地域等、創出した地点及び営巣地付近
	調査期間	供用後1年とし、調査後は有識者の意見を踏まえて継続の要否を判断する。
	調査頻度	春～秋の3季調査とする。
	環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針	調査結果を踏まえ、有識者の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとする。

8.3 事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応の方針

事後調査の結果により、本事業に起因して周辺環境に著しい影響を及ぼしていると判断された場合には、必要に応じて有識者の指導・助言を得たうえで、速やかに影響低減のための環境保全措置、追加調査等を検討のうえ実施する。

8.4 事後調査結果の公表の方法

事後調査の結果は、「岩手県環境影響評価条例」（平成10年7月15日 岩手県条例第42号）に基づき、事後報告書として取りまとめて岩手県及び関係市町村へ提出するとともに、学術上重要な動植物種の保護に配慮したうえで、公告・縦覧する。